

## 「公方」論について

はじめに

本稿は、鎌倉期における「公方」を主題としたものであるが、最初に「公」という語がイメージする権力について若干の整理をしておきたい。<sup>(1)</sup>

「公」の第一のイメージは、「公」の読み「オホヤケ」の原義「大宅」(大きな建物を含む一区画)<sup>(2)</sup>から生まれた。有賀喜左衛門を先駆とし、のちに溝口雄三が鋭い分析によって「オホヤケ構造」とテーゼ化した説<sup>(3)</sup>、すなわち、地域共同体的なイメージを残したままの在地首長の「公」が国家的な「公」<sup>(4)</sup>。天皇の「公」に取り込まれ、権力のヒエラルヒーが形成されたというものである。この場合、「大宅」は「小宅」に対する相対的な語であるため、ある「小宅」に対して「大宅」であっても、より大きな「大宅」に対しては「小宅」となる(これは「公」に対する「私」と換言できる)という相対性・重層性をもつ。したがって平安期に天皇・朝廷が「公」の

## 青 山 幹 哉

称を独占したかに見えるのは、単にそれが最大最高の「公」であったからに過ぎない。この「オホヤケ構造」は中近世社会にも継承され、種々のレベルでの「公」が再生産され、その構成員はその首長に対し「奉公」したのであった。

この第一の「公」についてもっとも注目すべき点は、有賀が強調したように首長一人が「公」を体現し、首長個人が基礎となって成立するという首長の絶対性である(それは日本古代社会において共同体の公共性が民会ではなく首長によって代表されたという、歴史的特質に淵源する<sup>(5)</sup>)。

これに対して第二の「公」のイメージは、衆議・合議から生まれた権力である。適切な表現が見あたらないので、本稿では「公界」説と仮称して論を進めるよう。

観智院本『類従名義抄』に拠れば、「公」の訓には「アラハス」もあり公開性を示す意があった<sup>(6)</sup>。ただし古代においてどれだけ意識されて使用されたかは判然としない。ただ、仏教用語から生まれた「公界」という成語が、南北朝期ころから「世間・公衆の面前」という

意味で使われるようになったらしい。<sup>(7)</sup>

「自由」「平和」へ繋がる語ではないか、として史学史上、よって、「自由」「平和」へ繋がる語ではないか、として史学史上、注目を集めるようになったが、これに先だち、笠松宏至・勝俣鎮夫によって相良氏法度に見える「公界」を戦国大名相良氏に對抗する国人一揆の権力とする見方があった。<sup>(9)</sup>この「公」は衆議によって個々の成員を制約するものであり、成員個人を超越しつつ、かつ代表者個人に仮託されない権力体である。それは歴史上、「満寺(惣寺)」「一揆」「惣(村)」としてその姿を見せた。理念的に言えば、これらは合議体を中心とした権力構造であったのである。残念ながら、一揆・惣そのものを「公」と記す史料は見あたらないが、入間田宣夫の指摘するように、一揆・惣関係文書に見られる「公私において」「公事」「惣庄之公領」等々の「公」の文字が在地の自治的な政府、すなわち「惣」「一揆」を意味すると考えることは可能であろう。<sup>(11)</sup>

さて、「公」の概念について盛んに議論されてきたのは「公界」に関してであるが、ここ数年、鎌倉期の「公方」についても活発な論議が行われた。とくに古澤直人「公方」の成立に関する研究―史料に探る「中世国家」の展開―<sup>(12)</sup>(以下、古澤論文と略記する)は、史料収集の網羅性と実証性において「公方」論の決定的論文であろう。しかしながらこの論文に対してまったく疑問がないわけでもない。で、次節以下においてあえて私見を述べることにしたい。

## 一 「公方」の前史

網野善彦執筆の『平凡社大百科事典』「公方」項にしたがって、「公方」の語の成立をみると平安中期まで遡ることができる。ただし、読みは「くぼう」ではなく、「おほやけがた」であった。

実例を『源氏物語』の中に捜してみよう(なおカッコ内の現代語訳は『新潮日本古典集成源氏物語』に拠る)<sup>(14)</sup>。

(ア)「公がたの御後見はさらにもいはず(御政治向きの御補佐はもとより)」  
(濡標)

(イ)「大将はおほやけかたはやう、をとなぶめれど(夕霧はお役目のほうはだんだん一人前となっているようだが)」(若菜・下)

また、「おほやけがたさま(公方様)」の用例では、次の二例があった。

(ウ)「母宮をだにおほやけがたさまにとおほしおきてしを(藤壺を中宮の地位につけてと)」  
(賢木)

(エ)「おほやけがたさまにても(今上の御治世の上から申しても)」  
(薄雲)

いずれの場合も、天皇・朝廷における政治・職務・地位を指す語であるが、いずれも直接的な表現ではなく、具体的な指示内容については前後の文脈・内容から推定しなければならないような、曖昧な、ぼかした形での表現方法となっている。

ここで『日本国語大辞典』(小学館)で「かた【方】」項目を引くと、四番目に「抽象的に、ある方面をさし、その方面に関する事物を表す」とある。確かに「公方」は「公」に「方」を付すことによつて、「公」に関する種々の事柄を含みつつ、またそうすることによつて全体として語義を曖昧なものにした言葉であるといえるだろう。<sup>(15)</sup>

以上のような「公方」の原義を押さえた上で、次に『平安遺文』に「公方」を探すと、所見は、養和元年(一一八一)八月十八日付後白河院庁公文所問注記案(東大寺文書)『平安遺文』三九九八号)一例であつた(『平安遺文索引編』下、件名索引に拠る)。

この事例では、伊賀国在庁官人源兼信の東大寺所司に対する主張の中に「公方」の語が登場する。必要な個所を次掲しよう。

(前略) 又新庄と申波、本自為国領<sup>は</sup>弁済官物<sup>志</sup>、所勤来国事也、自承安四年之比、所号新庄也、非旧庄号<sup>須</sup>、至于出作者、官物段別三斗<sup>於</sup>弁国衙<sup>は</sup>、雜事<sup>波</sup>所叶<sup>寺</sup>家也、以件地利便補東大寺御封<sup>志</sup>、以其残<sup>波</sup>所弁<sup>公</sup>方<sup>濟</sup>物也、(後略)

相論は黒田荘の上分をめぐる東大寺と伊賀国国衙との争いであり、この「公方」は東大寺の得るべき「地利」に対し、国衙が得るべき官物へ懸かる語、すなわち東大寺に対する国衙を指す語であつた。読みについては「おほやけがた」か「くばう」かは不明であるが、朝廷に関わる事柄を意味することは間違いないし、それは「オホヤケ構造」の観点からすれば、東大寺<sup>〓</sup>「私」に対する国衙<sup>〓</sup>「公」という関係でもあつた。

さて、以上のように平安期における「公方」―読みは不明だが―の用例は、いずれも天皇・中宮・朝廷・国衙という、天皇を中心とする領域の語であることが確認できたと思う。次節では、いよいよ鎌倉期の「公方」を検討しよう。

## 二 鎌倉期の「公方」―古澤の網野説批判を検証する

鎌倉期の「公方」の所見例を網羅的に集め、それらの事例各々について詳しい検討を行ったのは古澤である(古澤論文の表IV―1には六四例が挙げられている)<sup>(16)</sup>。

さて、古澤論文は先行学説を厳しく批判したが、五味彦彦説についてはその史料の裏付けが示されていないため事実上相手とせず、網野善彦説を批判の主たる対象とした。

網野説では、

(1) 「公方」は將軍を指す。

(2) 得宗ないし御内と區別し、上位者であることを示すため意識的に用いられた(おそらく安達泰盛の関与あり)。

となつている<sup>(17)</sup>。これに対し古澤は、(1)については、將軍の存在感から否定し、(2)については、「公方」の語は<sup>〓</sup>下から<sup>〓</sup>用いられ、網野の挙げた史料における「公方」のほとんどは政所ではないか、

と推論したのである。

それでは、古澤の網野説批判を以下において、いくつか検討することとしよう。

網野説の根幹をなす史料群は、弘安六・七年(一二八三・八四)

と正応五年(一二九二)に発給された異賊降伏祈禱命令とその伝達文書である。<sup>(18)</sup>

弘安の事例を次に記す。

(イ) 異賊降伏御祈事、於武蔵・伊豆・駿河・若狭・摂津・播磨・美作・備中国等寺社、可致懇懃祈禱之由、普可令下知給之旨、被仰下候也、仍執達如件、

弘安六年十二月廿八日

駿河守在御判

謹上 相模守殿

(19)

(ロ) 異国降伏御祈事、御教書案文如此、於当国中寺社、付顕密可致祈禱之由、可被相触別当神主等、且御祈之次第、可被進注文候、仍執達如件、

弘安七年正月四日

加賀権守在御判

沙 彌在御判

右衛門尉在御判

若狭国守護御代官殿

(20)

(ハ) 異賊降伏御祈事、公方御教書并公文所御教書如此、早任被仰下之旨、於当国中寺社、可相触別当神主等、兼又御祈次第、

可執進注文之状如件、

弘安七年正月六日

平在御判

若狭国守護政所殿

(21)

この文書の流れは、

(イ) 関東御教書↓(ロ) 得宗家公文所連署奉行人奉書↓(ハ) 若狭国守護代施行状、である(正応五年の場合もほぼ同様であるので省略する)。また、その特色は、(イ)の関東御教書が連署単独署判であり、宛名が執権であること、(ハ)の文中において(イ)を「公方御教書」(弘安の場合)または「関東公方御教書」(正応の場合)と、(ロ)を「公文所御教書」(弘安の場合)または「公文所御執行」(正応の場合)と指称したこと、であった。

後者の特色から、網野は將軍を「公方」と呼び、とくに得宗・御内との関係が意識された時に用いられた、得宗より上位者である將軍を明示する意図があったのではないかと推論したのである。

これに対し、古澤は、(ハ)は得宗被官である守護代が作成した文書であることに着目、得宗と將軍は対立するものであり、得宗側のものが將軍の権威を高めるようなことはしない、という前提のもとに、網野説では「得宗より上位者としての將軍の存在を明確化するために得宗被官が『公方』という呼称を使用したという実に奇妙なことになってしまふ」と疑念を呈した。<sup>(23)</sup>

しかし、執権が將軍の家来であることを否定できない以上、また將軍を推戴しつづける以上、將軍の権威を高めることは必ずしも得

宗側の不利益であるとは言えないだろう。さらにこの史料で重要な点は、將軍の命令と得宗の命令との明確な区別である。得宗の来れない外様御家人ならば、得宗の命令を受けることなく、したがって両者を区別する必要はない。得宗被官こそ、両者を弁別する必要があったのではないか。この弁別は、とくに御家人と得宗被官を兼帯するものにとっては重要であったはずである。たとえば古澤論文表IV—1⑧の事例を挙げるならば、そこで曾我泰光は自己の保有する所職のうち、得宗領のものとして「くはうの御りやう（公方御領）」を区別して嫡子へ譲与している。<sup>(24)</sup>これは御家人であり得宗被官である曾我泰光に自己の二つの立場を分別する意識があったからであろう。

古澤はさらに、(イ)が將軍家の御教書であると史料作成者に認識されていたか疑問とし、『沙汰未練書』の下文の説明には「將軍家」云々とあるが、御教書の解説には執権連署、六波羅の判のみとしない点を指摘、鎌倉後期、関東御教書は「將軍家御教書」としてではなく、「執権連署の御教書」として認識されていたと判断した。<sup>(25)</sup>

この批判に関連して、もう一つ別の史料—徳治元年（一二三〇）正月二十六日付播磨国山下政所文書目録（秩父神社文書／鎌倉遺文二二—一五四号、古澤論文表IV—1⑩）—を紹介しなければならぬ（各条に付した記号は古澤論文と同じ）。

播磨国山下政所書了、

(a) 一 宮造具書注文等

(b) 一 西明寺殿御下知一通建長元諏訪殿宮本へ状一通二紙継候

「公方」論について（青山）

- (c) 一 秩父社造宮木作始日時勘文一通徳治二十二年
- (1) 一 自諏訪殿留所（守脱カ、以下同）へ書下一通宝治二二三日
- (d) 一 修理権大夫殿御下知一通嘉禎二八十月
- (2) 一 公方ヨリ相模入道殿へ成下候御下知一通正安四七二二
- (3) 一 自御内長崎殿へ御牧御書下一通正安四十一六
- (4) 一 自長崎殿留所へ書下一通正安四十七日
- (5) 一 自留守所宮本へ書下一通嘉元四十九日  
巴上継紙
- (e) 一 陸奥殿ヨリ相模殿へ御教書一通建長元二十六日
- (6) 一 自御内長崎殿へ御料米御書下一通徳治二七五日
- (7) 一 自長崎殿留所へ書下一通徳治二二二月七日
- (8) 一 自留守所宮本へ書下一通徳治二二二月廿二日
- (9) 一 自長崎殿留所へ書下一通永仁二二二十八日

絵図一 已上十五通

徳治三年正月廿六日

この史料は佐藤進一が指摘したように、(2) (3) (4) (5) の文書群が、「公方」—「御内」—目代（留守所）—寺社、という命令伝達ルートを示している。ここで古澤は、eの文書を連署北条重時（陸奥守）が奉じた執権北条時頼（相模守）充の関東御教書と判断し、(2)と同性格なものでありながら、「公方」ではなく「陸奥殿」と記された点を強調した。つまり、受領者がeを「陸奥殿」の「御教書」と認識したならば、「公方」とある(2)の文書も、時の執権北条師時・連署北条時村の「御下知」<sup>(27)</sup>と意識した—「公方」は將軍

を直接指したのではないとしたのである。

この「関東御教書」執権連署の御教書に説に対する反論は容易なように思われる。まず、『沙汰未練書』は訴訟関係用語の解説書であって受取人の意識を表すものではない。御教書の用法は多種多様であるため、同書は関東御教書の内容に触れず、形式上の特徴を述べたに過ぎないのである。また、播磨山下文書目録の文書名で、eの「御教書」が関東御教書であると断定するのもいささか躊躇される。「陸奥殿」自身の「御教書」の可能性も否定しきれない。仮に(2)の「御下知」が関東御教書でなく関東下知状であり「御教書」は関東御教書である、つまり、この目録中では注意深く用語が統一されているとしても、(2)の「御下知」の「公方」とは、(3)の「書下」が「御内」発給であることに對し「公方」発給であることを明確化するものと考えれば、施行状を附載していないeの「御教書」には目録作成者があえて「公方」と付して「御内」と対比する必要はないのである。

ここで別の史料を提示しよう。古澤論文表IV—1①は北条重時家訓である。だが古澤は83条については行論したが、54条については注でその存在を指摘しただけで内容についてはなにも述べていない。<sup>(28)</sup>次に掲げてみよう。

54条 一 兄弟あまたありて、親のあとを配分してもちたらんに、惣領たる人は公方をつとめ、庶子を心やすくあらずべし。

(後略)

(29)

「中世政治社会思想」の頭注では、この「公方」は「將軍に奉仕する役」の意となっており、記主がたとえ北条重時でないとしても幕府上層の武士である限り、これは頭注通りでよいのではないか。

これ以上、紙幅を費やす余裕はないのでそろそろ古澤論文の網野説批判について小括を行おう。「公方」の語が政策的に上から使われたものでないことは古澤論文の主張する通りだと思いが、本節で挙げた各史料に見える「公方」は、將軍(と將軍を中心とする事柄)と読むのがもっとも素直な読み方であると私は思う。<sup>(30)</sup>それは古澤論文表IV—2を見ると、③⑤⑧⑩⑫⑲⑳㉑㉒の事例について(私見では④も將軍としてよいと思う)、「公方」は將軍の可能性を全面的には否定していないように、古澤自身なかば認めている。しかし古澤論文は「網野氏の立論史料の一部は、なお氏の解釈が成立する余地を残すものの、他の解釈可能性を残す点で確定的結論とはいえず」という形で網野説を否定したのであった。<sup>(31)</sup>

### 三 鎌倉期の「公方」——古澤説の検討

鎌倉期の「公方」に関する古澤説は、

(1) 裁判機関あるいは権力機構などの呼称である(特定の人格(將軍、得宗あるいは天皇)に収斂しない)<sup>(32)</sup>。

(2) 半ば自然発生的な呼称として、相対的にいって「下から」使用された。<sup>(33)</sup>

である。

(1)の解釈の故に、古澤は網野の挙げた史料群の「公方」もこの解釈の枠に収める理論的必然性が生じたものと思われる(これが前節の史料群に見える「公方」を政所―非人格的な機関―と強弁した理由であろう)。

(1)の点に関し私は、幕府において人格(將軍)に収斂しない機構は存在し得たか、という素朴な疑問をもった。刺激的な言い方をすれば、鎌倉幕府とは將軍家政機構の別称である。本稿「はじめに」において述べた「オホヤケ構造」論で言えば、鎌倉幕府は將軍の「公」<sup>オホヤケ</sup>である。この形態の権力体において首長不在を想定することはできない。それは將軍が幼少である、病気である等々の理由で実際に政務をとれないとしてもなら差し支えない。たとえば、古澤論文においても、表IV―1⑩の事例で、將軍守邦親王は十歳以下の子供であるから裁断の主体たりえない、としてここでの「公方」を將軍とするのは疑問、との意見があった<sup>(34)</sup>。

この種の実体論は多いが有効ではないように思える。「公方」を將軍としたところで、ここでいう將軍は生きた將軍個人ではない。制度化され、一種の法人化された△死せざる▽將軍である。実際に將軍が政務をとる必要はなく、執権が將軍後見人として將軍の名で執政すればよいのである。幕府の給恩も裁許もすべて「依(鎌倉殿)仰」によって最後まで行われた。それが生きた將軍の裁可を経たものであるか否かは問題ではない。「議會の名によって」「人民の名に

よって」等々の文言と同様、「依(鎌倉殿)仰」とは法的擬制に過ぎなかったが、しかしこの方法によって幕府支配の正統性が維持されたのである。

このような観点に立てば、古澤論文表IV―2で「公方」の主体を幕府という組織体とした事例―幕府諸機関以外の可能性を記載しなかった例は三一例。総数の半数弱―も、將軍の裁判、ないし將軍の法廷等と解釈可能となる。平安期における原義に倣えば、將軍とそれに関する事柄、という解釈が曖昧ではあるがもつとも広い範囲をカバーする解答であろう<sup>(35)</sup>。

しかし、このような解釈だけでは古澤説を批判したことにはならない。鎌倉期の「公方」論のもつとも面白いところは、「公方」の所見例が鎌倉末期に急増する理由をいかに説明するか、にあるのである<sup>(36)</sup>。

古澤論文に拠れば、

①弘安期以降、幕府使節によって裁判権の在地への強制が始まる(在地の自力的秩序への介入)。

②①とあいまって莊園領主階級が幕府による秩序維持へ依存。

③①により在地諸階層が中央権力(幕府)を認識し△公権力の意識▽として「公方」表記がおこった。

という経緯<sup>(37)</sup>があったことになる。①②については、私の力量不足のため判断を保留するしかないが、③については、この時代に中国漢籍の知識がさほど浸透しているとも思えない在地諸階層が国家権力

を意識して「公」と記したか、疑問をもつ。人々が幕府を「公」と表現することが、すなわち人々が公家権とは別の国家権力として幕府を認知したことを同義とするためには当該時代語において「公」が国家権力を意味したことをあらかじめ立証しなければならぬ。

これは「公」のもつ共同体幻影を否定するわけでも、国家レベルの「公」のもつ国家権力を無視するわけでもないが、しかし本所を指しても「公方」と称しうる状況では、たやすく「公」≡国家権力とは言えないのである。<sup>(38)</sup>

「公方」の所見が『源氏物語』等の「おほやけかた」の例を除いても、僅少ではあれ平安末期からあったことは、この語が「オホヤケ構造」論の中に位置づけられる「公」として始まったことを示唆している。また、将軍が「公方」として表記した初見例は、本稿二節に掲げた弘安六年(一二八三)の若狭守護代施行状案であり、それは得宗(御内)に対する「公方」であったことも忘れてはならない。<sup>(39)</sup>それはまさしく得宗を「小宅」とする「大宅」であった。

古澤論文はあまりにも整合性を求めすぎた。「名は実の實というけれど、推移変易する実体に、その名とすることばが忠実に対応して、それ自身を変えてゆくとは限らない」と自戒したのは、『ことばの文化史』の編者たち<sup>(40)</sup>であったが、確かに「公方」の語が鎌倉期を通じて同一の意であったとは考えられない。多義的な、生きた言葉の意味を一つに限定しようとすることはほとんど不可能である。

古澤説の骨格―在地秩序への中央権力の介入↓在地諸階層の中央

権力認識、というダイナミックな歴史分析―は、「公方」が将軍を指す語として得宗被官や幕府関係者によって用いられ始めたことと認めたとしても、それだけでは少しも揺るがない。問題は、「公方」の語が定着したという事実と古澤説のこの骨格部分をどのようにして結びつけるであろう。

#### おわりに

以上、「オホヤケ構造」論を前提に鎌倉期の「公方」を考えてきたが、粗雑ながらその後の展望を示しておく。鎌倉期の「公方」は室町期の「公方」≡室町將軍へとつながり、戦国期の「時の公方」へと拡散する。と同時に衆議・合議による新しい権力体(惣・一揆)が成長した。ために戦国期→近世の「公儀」<sup>(41)</sup>は、「オホヤケ構造」を一方の基本としながらも、世間という意の「公」を自己のものとし、「公界」的な権力を取り込んで誕生せねばならなかった。これが同じ「オホヤケ構造」でありながらも、中世の「公方」と近世「公儀」とを区別する最大の相違点となったのである。

最後に最近、「公」の観念について精力的に発言している新田一郎の説に触れておこう。新田は「公方」に関する五味説を援用し、「公方」を非人格的な権力が機能する場として理解、「統治権」の抽象的な所在と把握し、その実証的な裏付けを古澤論文に求めた。<sup>(42)</sup>それは古澤の「公方」論が、「公方」を非人格的な法的主体とし、下から要



求されるものと結論づけたためであろうが、新田のように抽象的な「人々一般」が構造的に成立するためには、ある一定の認識を共同形成する手段を有する公衆の存在が必要であろう。しかし鎌倉期にそのような公衆が存在したとは思えない。さらに抽象的、非人格的な「公方」という理解も、「公方」の語が「公開」の義を含意し、「世間・公衆の面前」を意識した文脈で語られた実例が示されない限り、私には同意できない。「オホヤケ構造」下の「公」はその首長が体现する以上、非主従制的な権力はあり得ても、首長に由来しない権力はあり得ないのである。国家レベルで言えば王に由来しない権力はその政府に存在しない。それは笠松宏至の「時の公方」論<sup>(43)</sup>でも同様であって、時によって入れ替え可能な「公方」でも、その時の時の「公方」は具体的なある首長の「公」であつたはずである。さて、本稿では「公」の語義に力点をおいて、鎌倉期の「公方」を素描しよう<sup>(44)</sup>と試みた。とても成功したとは思えないが、それでも「公」観念史の研究に裨益するところがあればまことに幸いである。

## 注

(1) あらかじめ、「公権力」という語について説明しておく。ともすれば天皇との関係を重視して使用されることが多いが、それらの用法は天皇が国家を所有する絶対的主権者であると見なす考え方を前提としたものであり、国家権力の同義語である場合がほとんどである。しかし「公権力」の語は他にも種々の意味をもつ(たとえば諸集団の共同利益のために機能する自治政府を指すこともある)。多義的

「公方」論について(青山)

なニュアンスが複合し混乱を招きやすい語であるので、本稿ではできるだけ使用を差し控えることにする。

- (2) この解釈は、吉田孝「イへとヤケ」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、所収)に拠る。また以下の「オホヤケ」についての記述も同論文に拠るところが大きい。
- (3) 「公と私」(初出一九五五年、『有賀喜左衛門著作集』IV、未来社、一九六七年、所収)
- (4) 同「土着中国に対するこの土着日本」(『理想』四七〇号、一九七二年、所収)
- (5) 前掲吉田論文一〇二頁参照。
- (6) なお、これに対応して「私」には「ヒソカニ」の訓みがある。
- (7) 佐藤茂「△公界▽といふ語―その語史的考察―」(『福井大学芸学部紀要』I―人文科学11号、一九六二年、所収)。  
ただし、「公界」の語源については、古代の「公廩」から転成した中世語とする説もある(安良城盛昭『無縁所』『公界』II『公廩』・『随意』(同著『天皇・天皇制・百姓・沖繩』吉川弘文館、一九八九年、所収)等参照)。
- (8) 平凡社、一九七八年。副題は「日本中世の自由と平和」。なお増訂版は一九八七年。
- (9) 笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」(初出一九六七年、『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、再録)。  
勝俣鎮夫「相良氏法度の一考察」(初出一九六七年、『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、再録)
- (10) 「撫民・公平と在地社会」(『日本の社会史』第5巻、岩波書店、一九八七年、所収)参照。なお同論文の記述にあるように、「衆議」「衆中」「惣」の語の方が「群衆」に語源をもつ public と近い。
- (11) なお、稲葉伸道「中世の公人に関する一考察」(『史学雑誌』八九一〇、一九八〇年)の一節に「(東大寺の)公人は惣寺の支配にあり、又、惣寺支配下にあつてこそ、(堂童子という旧称から転化して)公

人と呼ばれるのである」(カッコ内は青山が説明の便宜上付した)とある。この指摘は看過されてきたが、「公界」的な合議体である「惣寺」という新権力体とその官吏を「公人」と称した点は「公」の観念史上、重要視すべきであると思う。

(12) 『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年、所収。なお「公方」に関する研究史については古澤論文を参照。

(13) 一九八四年。のち『平凡社日本史大辞典』に再録。

(14) 出典も同書(新潮社、一九七七〜八〇年)に拠る。

(15) 曖昧化することは、敬避の念の表れかも知れない。その場合、「公方」は尊敬の表現ということになる。

(16) ただし網野執筆の「公方」項(前掲)では、建長八年(一二五六)八月日付け感神院政所下文(早稲田大学所蔵文書/『鎌倉遺文』八〇二八号)が挙げられているが、古澤論文表IV―1では落ちていない。

この史料の必要個所は次の通り。

(前略)而社僧長四称有顕□奉書、相語山徒等、乱入庄家、及悪行狼藉之間、就訴申公方、預嚴密裁断畢、(後略)

これは、顕承と長円との争いに際し、顕承側が提訴した法廷が「公方」となる。この「公方」は、感神院か朝廷を指すと思われる。

(17) 『関東公方御教書』について(初出一九七二年、『日本古文书学論集』5中世I、吉川弘文館、一九八六年、再録)及び『平凡社大百科事典』「公方」項(前出)。

(18) 網野説では、弘安の「新御式目」も重要な位置を占めるが、この史料に見える「公方」について、古澤論文では「一部の写本に記された」に過ぎないものであり、精密な史料批判を必要であるとしているので、本稿ではあえて触れないでおく。

(19) 東寺百合文書な23―24

(20) 東寺百合文書な1―10

(21) 東寺百合文書り61―72。古澤論文表IV―1③。

(22) 正応の場合、(ハ)に相当する文書の発給者は守護代ではなく、守

護又代官であった。

(23) 注(12) 所掲書二七九頁

(24) 古澤論文でこの事例は「公方」の主体決定の決め手に欠けるとして保留されているが(注(12) 所掲書三四三―四五頁)、得宗領の同日付讓状には北条貞時の外題安堵がされているのに、この公方領の讓状にはそれがない点からも、私は將軍給恩地の可能性が高いと判断する。

(25) 注(12) 所掲書二九一頁

(26) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年)六四頁

(27) 目録の(2) 文書は、正安四年時の執権・連署である北条師時・北条時村からすでに出家して執権を辞した得宗北条貞時(相模入道)充の文書である。さきに挙げた弘安と正応の関東公方御教書は連署単独署判であったが、単署か否かは「関東公方御教書」の条件ではないことがこれで明らかであろう。得宗充であることが重要なのである。

(28) 注(12) 所掲書三三八頁の注(2)。

(29) 『中世政治社会思想』上(岩波書店、一九七二年)に拠る。

(30) 網野説のうち、安達泰盛の関与の可能性については、注(17)で述べたように「新御式目」を本稿では対象外としたため、是非を言えない。

(31) 注(12) 所掲書三九九頁

(32) 注(12) 所掲書四〇三頁

(33) 注(12) 所掲書四〇〇頁

(34) 注(12) 所掲書二八九頁

(35) このほか、「公方」とは「公武権力の総体を指す場合がある」(注(12) 所掲書三二七頁)という古澤の指摘も非人格説の根拠かも知れないが、それは「公方」が「公家・武家」云々と置換しうるといふ理解から導き出された古澤の歴史学上の概念である(『公方』であ

る。表Ⅳ―2からすれば、古澤が史料上の「公方」の主体を公武権力の総体と主張しているのは⑩の事例だけである(⑪の事例は漠然と上級権力を想定したに過ぎず、⑫の事例は「断案の確証に欠ける」とした上での推測)。⑬では、朝廷へ提訴し幕府(六波羅)を動かそうとする陳状から、幕府と朝廷を含めて「公方之御沙汰」の主体、と古澤は判断したが、単純に訴訟を受理した朝廷の沙汰とも解しうる。これ一例では古澤の論法に倣って「他の解釈可能性を残す点で確定的結論とはいえず」と判断するしかない。

(36) 古澤論文表Ⅳ―1の事例に注(16)で挙げた一例を加えた六五例中、年未詳の⑬例を除いても五九例(九〇%以上)が一三〇〇年以降である。

(37) 注(12)所掲書四〇〇―四〇一頁

(38) 網野説も五味文彦説も(さらに古澤説も)、「公方」の登場をもつて新しい公権力・国家権力の認識であると説くが、非・天皇制的権力体系の誕生は「公」の語がなくても鎌倉幕府の成立ないし承久の乱の時点まで遡りうると思う。あえて言えば、天皇の「公」に對し、將軍も同等近くの「公」と認識されるようになったのであろう(それでも「公家」と併称される際には「公方」ではなく、「公」の字のない「武家」であった)。

(39) 実際、古澤論文表Ⅳ―1の事例のうち、かなりの事例が得宗―守護である場合を含む―との対比で使用されている。

(40) 同書(平凡社、一九八九年)「刊行のことば」より引用。編者は網野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一。また、「名者実之實也」の  
出典は「莊子」逍遙遊篇。

(41) 「公儀」の読みが「くうき」でもあったことは、元和七年(一六二二)の毛利輝元書状(『大日本古文書毛利家文書』一一五三号)に明らかであるが、「公」の読みがクからコウへ変化したのも確かである。

(42) 「日本中世の国制と天皇」(『思想』八二九号、一九九三年、所収)、

「公方」論について(青山)

「中世後期の秩序構造の特質―『公界』の国制史的位づけをめぐって―(一九九三年度日本史研究会大会報告)」「日本史研究」三八〇号、一九九四年、所収)等。新田は、J・ハーバーマスの唱えた公圏の概念を日本中世史に適用して「公方」「公界」を論じたと思われる。

(43) 注(9)所掲笠松論文

(44) 本稿では古澤論文を取り上げながら、その骨格部分についての批判をしえなかった。この点、古澤に深くお詫びする。